

福岡県公報

平成27年6月2日
第3698号

目次

告示(第539号-第544号)

- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 3
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
 - 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 5
 - 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 6

- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) …………… 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8

告示

福岡県告示第539号

次に掲げる病院は、平成26年10月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町二丁目5-1

福岡県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	佐賀線 八女	前	久留米市城島町大依310番10先から 久留米市城島町大依310番6先まで	8.0 ～ 8.1	25.4
			後	久留米市城島町大依310番10先から 久留米市城島町大依310番6先まで	8.8 ～ 8.9	25.4

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	佐賀線 八女	久留米市城島町大依310番10先から 久留米市城島町大依310番6先まで

福岡県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
朝倉那珂	県道	筑紫野線 三輪	前	朝倉郡筑前町二243番2先から 朝倉郡筑前町砥上140番先まで	5.4 ～ 31.6	4,461.0	うち一般国道200号重用延長1,540.6メートル
			前	朝倉郡筑前町二243番2先から 朝倉郡筑前町砥上140番先まで	7.5 ～ 76.0	8,227.1	うち一般国道200号重用延長5,703.1メートル
			後	朝倉郡筑前町二243番2先から 朝倉郡筑前町砥上140番1先まで	5.4 ～ 31.6	4,461.0	うち一般国道200号重用延長1,540.6メートル
			後	朝倉郡筑前町二243番2先から 朝倉郡筑前町砥上140番1先まで	7.5 ～ 76.0	8,300.8	うち一般国道200号重用延長5,703.1メートル

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉那珂	筑紫野線 三輪	筑紫野市大字山家3592番6先から 朝倉郡筑前町赤坂2456番5先まで

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市下山田510番20先 から 嘉麻市大隈町249番8先 まで	6.9 ～ 140.4	5,989.2
			後	嘉麻市下山田510番20先 から 嘉麻市大隈町249番8先 まで	6.9 ～ 140.4	5,989.2
			後	嘉麻市下山田510番20先 から 嘉麻市大隈町249番8先 まで	10.0 ～ 105.0	2,650.0

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年5月15日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ユニクロ福岡新宿店
(2) 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E13-3街区）
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田 隆一 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成27年6月2日から同年6月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
福岡都市計画道路3・3・21号長浜太宰府線の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
春日市須玖北九丁目、須玖北七丁目、須玖北六丁目、須玖南三丁目、須玖南七丁目、須玖南六丁目及び昇町三丁目の各一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
春日市都市整備部都市計画課

大野城市建設環境部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成27年6月2日から同年6月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
小郡都市計画道路3・4・4号筑紫寺福童線の変更
小郡都市計画道路3・5・13号久留米小郡線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
小郡市小郡字上町、字南浦、字北町口及び字東町口、稲吉字狐塚、寺福童字開畑道東及び字道東並びに三沢字京江ヶ浦の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
小郡市都市建設部都市計画課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年5月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか
(2) 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区
- 3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) 新宮中央駅前プロジェクトE12街区	ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか

- 4 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田 隆一 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 イオンモール筑紫野
(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
ピーク時には公道において駐車待ちの行列の発生が懸念される。周辺交通に支障をきたさないよう敷地内空きスペースへの円滑な誘導等の対策を講じること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

駐車場位置及び出入口等の見直しにより店舗及び公道への歩行者経路に変更がある場合は、標識及び歩行者経路のカラー化等による誘導や敷地内横断歩道の設置等、歩行者の安全確保・誘導に万全を期すこと。

児童生徒の交通安全確保を図っていくとともに、通学路にあたる小中学校の関係者に十分な説明を行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし。

(4) 防災・防犯対策への協力

筑紫野市内の商業施設では、自転車盗難が多発していることから、駐輪場に盗難防止を目的とした防犯カメラの設置を提案する。

(5) 騒音の発生に係る事項

近年、駐車場内でのアイドリングによる苦情が発生している。夜間の車両の走行、荷さばき作業においては業者及び作業員へ騒音防止を徹底するとともに、看板を設置する等、苦情発生の抑制に努めること。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし。

(7) 街並みづくり等への配慮等

屋外照明、広告塔照明について、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

今回の計画により、新たな広告等の設置が見込まれる場合、福岡県屋外広告物条例に基づく申請等所要の手続きが必要であること。

(8) その他

施工区域面積2,000㎡以上の土地の区画形質の変更、または、敷地面積2,000㎡以上の建築物、工作物の新設、改築については、筑紫野市環境配慮に関する要綱の対象事業に該当するため、届け出ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成27年5月21日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	平成27年5月21日
田川郡香春町	平成16年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成27年5月21日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成27年5月18日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

有限会社五洋	田川郡川崎町大字川崎 1638-1	野村 博樹	平成24年12月11日 福岡県知事許可（般-24） 第63552号
--------	----------------------	-------	---

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社五洋の取締役は、田川郡川崎町発注の「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」、「平成24年度農村総合整備事業八幡井堰水路橋改修本体工事」、「平成25年度岩鼻田川線道路災害復旧工事」及び「平成25年度過疎対策事業上真崎当時迫線整備工事（2工区）」の指名競争入札において、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行った。また、前記取締役は、「平成25年度社会資本整備総合交付金事業大峰改良住宅改善測量・造成設計等業務委託」（以下「本件委託」という。）の指名競争入札に際し、偽計を用いるとともに事業者に談合を唆すなどして入札等の公正を害すべき行為を行った。さらに、前記取締役は、本件委託を落札させた謝礼の趣旨であることを知りながら、賄賂を受受した。これらにより、平成27年3月26日に福岡地方裁判所から、懲役3年（執行猶予5年）の判決を受け、同年4月10日にその刑が確定しており、建設業法第8条第11号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、社会福祉事業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年9月29日設定）並びに社会福祉事業法に基づく「不利益処分」に係る処分基準（平成6年9月29日設定）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課等に備え置きます。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

国が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた社会福祉法に関する通知及び福岡県福祉労働部子育て支援課が福岡県行政手続条例第37条第1項の規定による手続を実施して定めた社会福祉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに社会福祉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準と実質的に同一の内容を定めるものであり、同条例第37条第4項第5号に該当するため、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 改正した日

平成27年5月18日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ひまわりネットワーク

(2) 代表者の氏名

松尾 眞二郎

(3) 主たる事務所の所在地

田川郡川崎町大字田原1121

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）とその家族等、支援を必要とする人々に対して、地域における生活支援の充実をめざした福祉サービスに関する事業を行い、障害児（者）とその家族等すべての人々が自分らしく、心豊かに暮らしていける社会づくりに寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第172号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年7月29日（水） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6

- か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第173号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成27年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年7月8日(水) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
平成27年7月20日(月) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 第二会議室	小倉南警察署
平成27年7月23日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡県柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成27年7月28日(火) 午後1時30分～午後4時30分	福岡県二日市南一丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター 学習室5	筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第174号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成27年6月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年8月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年8月20日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年8月6日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。